(4)　（略）

(5)　金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材その他の原材料等の使用の合理化を図るため、金属製家具を製造する事業者（以下「金属製家具製造事業者」という。）は、金属製家具の製造に当たって、軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

　金属製家具を修理する事業者（以下「金属製家具修理事業者」という。）は、金属製家具の修理に当たって、軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

　金属製家具を賃貸する事業者（以下「金属製家具賃貸事業者」という。）は、金属製家具の賃貸に当たって、軽量な部品等の採用がなされた金属製家具を賃貸することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(6)　（略）

2　（略）

二　再生資源及び再生部品の利用に関する目標

(1)　古紙その他の紙製品に係る再生資源

①　古紙は製紙原料として利用することが可能であることに鑑み、紙製造業に属する事業者（以下「紙製造事業者」という。）は、紙の製造における古紙の利用の拡大に努めること。その際、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の原料に占める古紙の割合が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案すること。このため、紙製造事業者は、古紙の利用のために必要な設備の整備及び技術の向上を図ること。

②・③　（略）

④　使用済紙製容器包装は製紙原料、古紙再生ボード等の原材料等として利用することが可能であることに鑑み、紙製容器を製造する事業者及び紙製容器包装を使用している事業者は、使用済紙製容器包装の再生資源としての利用を図るため、分別回収を容易にするための識別表示を行うことに努めること。

(2)　ガラス容器に係る再生資源

①　カレットは、ガラス容器の原料として利用することが可能であることに鑑み、ガラス容器製造業に属する事業者（以下「ガラス容器製造事業者」という。）は、ガラス容器の製造におけるカレットの利用の拡大に努めること。このため、ガラス容器製造事業者は、カレット処理における効率的な異物除去設備の整備等により、カレットの品質の向上を図ること。また、ガラス容器詰め飲料製造業に属する事業者等ガラス容器の需要者は、カレットを利用したガラス容器の使用の促進に協力すること。

②・③　（略）

(3)　複写機に係る再生部品

　使用済複写機の駆動装置、露光装置等は複写機の部品として利用することが可能であることに鑑み、複写機を製造する事業者（以下「複写機製造事業者」という。）は、複写機の製造における再生部品の利用の拡大に努めること。このため、複写機製造事業者は、複写機の製造に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めると

(4)　（略）

(5)　金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材その他の原材料等の使用の合理化を図るため、金属製家具を製造する事業者は、金属製家具の製造に当たって、軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(6)　（略）

2　（略）

二　再生資源及び再生部品の利用に関する目標

(1)　古紙その他の紙製品に係る再生資源

①　古紙は製紙原料として利用することが可能であることにかんがみ、紙製造業に属する事業者（以下「紙製造事業者」という。）は、紙の製造における古紙の利用の拡大に努めること。その際、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の原料に占める古紙の割合が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案すること。このため、紙製造事業者は、古紙の利用のために必要な設備の整備及び技術の向上を図ること。

②・③　（略）

④　使用済紙製容器包装は製紙原料、古紙再生ボード等の原材料等として利用することが可能であることにかんがみ、紙製容器を製造する事業者及び紙製容器包装を使用している事業者は、使用済紙製容器包装の再生資源としての利用を図るため、分別回収を容易にするための識別表示を行うことに努めること。

(2)　ガラス容器に係る再生資源

①　カレットは、ガラス容器の原料として利用することが可能であることにかんがみ、ガラス容器製造業に属する事業者（以下「ガラス容器製造事業者」という。）は、ガラス容器の製造におけるカレットの利用の拡大に努めること。このため、ガラス容器製造事業者は、カレット処理における効率的な異物除去設備の整備等により、カレットの品質の向上を図ること。また、ガラス容器詰め飲料製造業に属する事業者等ガラス容器の需要者は、カレットを利用したガラス容器の使用の促進に協力すること。

②・③　（略）

(3)　複写機に係る再生部品

　使用済複写機の駆動装置、露光装置等は複写機の部品として利用することが可能であることにかんがみ、複写機を製造する事業者（以下「複写機製造事業者」という。）は、複写機の製造における再生部品の利用の拡大に努めること。このため、複写機製造事業者は、複写機の製造に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努め